

## 鋼船規則等改正案の施行及び適用一覧

# 2025 年度 鋼船規則等制定改廃報告

## 1. 鋼船規則等制定改廃に関する基本方針

船舶に関する諸般の事業の進歩発展を図り，人命及び財産の安全を期するとともに海洋環境の保全に貢献することを目的として，種々の技術規則を整備する。  
具体的には，下記に示す6項目に基づき，迅速且つ確実に規則制定改廃を実施する。

**研究開発成果の反映**：技術基準や検査業務に関連した研究開発及び船舶設計や情報技術に関連した新技術の研究開発より得られた成果を規則に反映する。

**損傷からのフィードバック**：損傷の再発防止を目的として，船舶の損傷・トラブルの調査解析より得られた結果を規則に反映する。

**業界からの要望等への対応**：業界と幅広く意見交換を実施し，得られた要望等を参考に，より合理的な規則となるよう制定改廃を行う。

**国際条約への対応**：日本政府代表团又は IACS の一員として国際海事機関（IMO）の条約改正等に貢献するとともに，策定された条約等を前広に規則に取入れる。

**IACS 統一規則等への対応**：IACS における統一規則等の制定改廃作業において，より合理的な規則となるよう主導するとともに，採択された IACS 統一規則（UR）及び IACS 統一解釈（UI）を前広に規則に取入れる。

**国内法への対応**：国内法規の要件について管轄官庁と情報交換を行い，遅滞無く規則に取入れる。

## 2. 2025 年度鋼船規則等制定改廃報告

図 1 に示すように，上記 6 項目を基本として，表 1 に示す鋼船規則等改正案の施行及び適用一覧の通り関連規則等の制定改廃を行った。

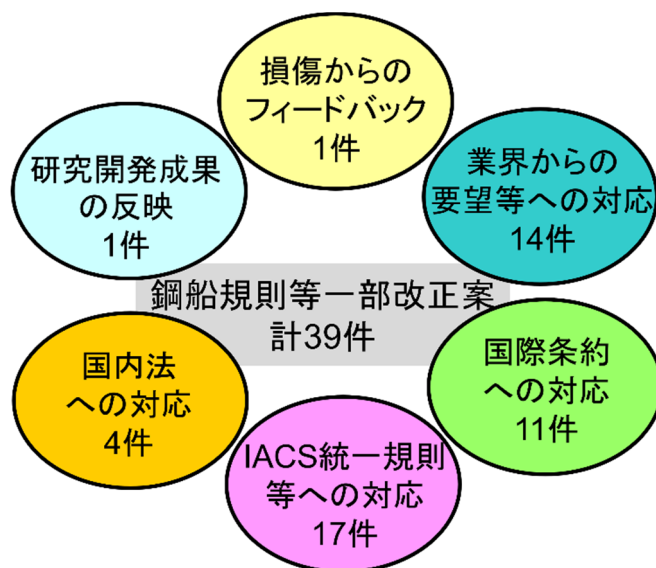


図 1 鋼船規則等一部改正案の内訳

表 1 鋼船規則等改正案の施行及び適用一覧

改正理由					
研究:	研究開発成果の反映	条約:	国際条約への対応		
損傷:	損傷からのフィードバック	IACS:	IACS 統一規則等への対応		
業界:	業界からの要望等への対応	法令:	国内法への対応		

No.	改正案	施行／適用		改正理由					
		新船	現存船	研究	損傷	業界	条約	IACS	法令
1*	多胴船関連 (改正対象) 高速船規則／同検査要領	高速船規則／同検査要領 7 編以外 2026年7月1日以降に建造 契約が行われる船舶に適 用。	—			○			
		高速船規則検査要領 7 編 2026年1月1日から施行							
2*	タンカーの船首部バラストシステム及び船首部区画 (改正対象) 鋼船規則 H 編, R 編 鋼船規則検査要領 D 編, H 編, S 編, R 編	2026年1月1日以降に建造 契約が行われる船舶に適 用。ただし, 申出により先 取りで適用可。	—					○	
3*	改造に伴う復原性資料の更新 (改正対象) 鋼船規則 B 編	—	2026年1月1日から施行			○			

No.	改正案	施行／適用		改正理由						
		新船	現存船	研究	損傷	業界	条約	IACS	法令	
4*	旅客輸送貨物船等に対する損傷時復原性の日本籍特別要件 (改正対象) 鋼船規則 B 編, C 編, CS 編 鋼船規則検査要領 B 編, C 編, CS 編 高速船規則／同検査要領	2026 年 1 月 1 日から施行								○
5*	Common Structural Rules for Bulk Carriers and Oil Tankers, 1 January 2024, Corrigenda 1 (改正対象) 鋼船規則 CSR-B&T 編	2026 年 1 月 1 日から施行	—						○	
6*	鋼船規則 C 編関連 (2025 年改正 1) (改正対象) 鋼船規則 A 編, C 編 鋼船規則検査要領 A 編, C 編 高速船規則	2026 年 7 月 1 日以降に建造契約が行われる船舶に適用。ただし、申出により先取りで適用可。	—	○	○	○				
7*	高マンガンオーステナイト鋼の適用 (改正対象) 鋼船規則 GF 編, N 編 船用材料・機器等の承認及び認定要領	2026 年 1 月 1 日から施行						○		
8*	丸窓の機械的強度試験 (改正対象) 鋼船規則 L 編	2026 年 1 月 1 日以降に申込みのあった試験に適用				○				

No.	改正案	施行／適用		改正理由					
		新船	現存船	研究	損傷	業界	条約	IACS	法令
9*	材料・溶接に関わる誤記の修正 (改正対象) 鋼船規則 K 編, M 編 鋼船規則検査要領 K 編 船用材料・機器等の承認及び認定要領	2026年1月1日から施行				○			
10*	管, 弁及び管取付け物の要件における表現等の見直し (改正対象) 鋼船規則 D 編 鋼船規則検査要領 D 編, R 編	2026年1月1日から施行				○			
11*	船尾管後部軸受又は張出し後部軸受に使用する合成材料の承認 (改正対象) 鋼船規則 D 編, I 編 高速船規則 内陸水路航行船規則 船用材料・機器等の承認及び認定要領	2026年1月1日以降に承認申込みのあった軸受に適用						○	
12*	極地氷海船の機関 (改正対象) 鋼船規則 I 編	2026年1月1日から施行						○	

No.	改正案	施行／適用		改正理由					
		新船	現存船	研究	損傷	業界	条約	IACS	法令
13*	往復動内燃機関の爆発に対する保護 (改正対象) 鋼船規則 D 編 鋼船規則検査要領 D 編 高速船規則 内陸水路航行船規則／同検査要領	次のいずれかに該当する往復動内燃機関に適用 (1) 2026年1月1日以降に承認申込みのあった往復動内燃機関 (2) 2026年1月1日以降に建造契約が行われる船舶に搭載される往復動内燃機関						○	
14	焼却設備の火炎消失時における安全装置の作動時間 (改正対象) 鋼船規則検査要領 D 編	2026年1月1日から施行				○			
15*	選択式触媒還元脱硝装置に関する安全要件の明確化 (改正対象) 鋼船規則 D 編 海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領 船舶用原動機放出量確認等規則実施要領	(1) 鋼船規則 D 編 2026年1月1日以降に建造契約が行われる船舶に適用 (2) 海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領並びに船舶用原動機放出量確認等規則実施要領 2025年11月1日以降に次のいずれかに該当する SCR に適用 (a) 2025年11月1日以降に起工又は同等段階にある船舶に搭載される SCR (b) 前(a)に規定する以外の船舶にあつては、契約上の引渡日が2026年5月1日以降の SCR。契約上の引渡日が無い場合は、実際の船舶への引渡しが2026年5月1日以降に行われる SCR。				○	○		

No.	改正案	施行／適用		改正理由					
		新船	現存船	研究	損傷	業界	条約	IACS	法令
16*	排ガス浄化装置の監視及び安全装置に関する統一規則 (改正対象) 鋼船規則 D 編	2026年1月1日以降に建造契約が行われる船舶に適用	—					○	
17*	主機の後進力 (改正対象) 鋼船規則 B 編, D 編 鋼船規則検査要領 D 編 高速船規則／同検査要領 内陸水路航行船規則／同検査要領	(1) 鋼船規則 B 編表 B2.11, 鋼船規則 D 編／同検査要領, 高速船規則／同検査要領及び内陸水路航行船規則／ 同検査要領 2026年1月1日以降に建造契約又は改造検査が行われる船舶に適用 (2) 鋼船規則 B 編附属書 2.3.1-1. 2026年1月1日から施行						○	
18*	IGC コードの改正 (MSC.566(109)関連) 及び関連規定の見直し (機関関連) (改正対象) 鋼船規則 N 編 鋼船規則検査要領 GF 編, N 編	(1) 鋼船規則 N 編 16 章 2026年7月1日から施行 (2) 鋼船規則検査要領 GF 編附属書 1 及び N 編附属書 1 2026年1月1日から施行				○	○		
19*	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) を含有する消火剤の禁止 (改正対象) 鋼船規則 B 編, R 編 鋼船規則検査要領 B 編, R 編 高速船規則／同検査要領	2026年1月1日以降に起工又は同等段階にある船舶に適用	2026年1月1日から施行					○	○

No.	改正案	施行／適用		改正理由					
		新船	現存船	研究	損傷	業界	条約	IACS	法令
20*	固定式局所消火装置の重複起動防止に関する試験 (改正対象) 鋼船規則 B 編	2026年1月1日以降に起工 又は同等段階にある船舶に 適用	—			○			
21*	旅客輸送船等に対する救命設備の特別要件 (改正対象) 安全設備規則／同検査要領	<p>(1) 安全設備規則 3 編 4.1.6, 4.1.9-3., 4.2.2, 4.5.1 及び関連検査要領 2026年1月1日から施行 2026年4月1日より前に建造契約が行われる旅客輸送船, 建造契約がない旅客輸送船については2026年10月1日より前に起工又は同等段階にある船舶であって, 2030年4月1日より前に引き渡しが行われる船舶にあつては, 2026年4月1日以降に主要な変更又は改造を行った船舶を除いて, 2026年4月1日以降最初に行われる定期検査が開始される日までは適合しなくても差し支えない。</p> <p>(2) (1)以外 2026年1月1日から施行</p>							○



No.	改正案	施行／適用		改正理由					
		新船	現存船	研究	損傷	業界	条約	IACS	法令
22*	全閉囲型救命艇の換気要件 (改正対象) 安全設備規則／同検査要領 船用材料・機器等の承認及び認定要領	<p>(1) 安全設備規則 3 編 3 章, 船用材料・機器等の承認及び認定要領附属書 2.1 次のいずれかに該当する全閉囲型救命艇に適用</p> <p>(a) 2029 年 1 月 1 日以降に建造契約が行われる船舶, 又は建造契約がない場合は 2029 年 1 月 1 日以降に起工又は同等段階にある船舶に搭載される全閉囲型救命艇</p> <p>(b) 前(a)に規定する以外の船舶にあつては, 契約上の引渡日が 2029 年 1 月 1 日以降の全閉囲型救命艇, 又は契約上の引渡日が無い場合は実際の船舶への引渡しが 2029 年 1 月 1 日以降に行われる全閉囲型救命艇</p> <p>(2) 船用材料・機器等の承認及び認定要領附属書 2.2 2029 年 1 月 1 日以降に船舶へ搭載される救命設備に適用</p> <p>(3) 安全設備規則検査要領 2 編 1 章 2026 年 1 月 1 日から施行</p>					○		
23	救助艇の進水装置に関する統一解釈 (改正対象) 安全設備規則検査要領	2026 年 1 月 1 日から施行					○		

No.	改正案	施行／適用		改正理由					
		新船	現存船	研究	損傷	業界	条約	IACS	法令
24	操舵機室及び A 類機関区域以外の機関区域からの脱出に係る統一解釈 (改正対象) 鋼船規則検査要領 R 編	2026 年 1 月 1 日以降に建造契約が行われる船舶に適用	—					○	
25	有害水バラスト処理設備のコミッショニング試験実施事業所 (改正対象) 事業所承認規則	2026 年 1 月 1 日から施行						○	
26*	船首隔壁弁に係る統一解釈 (改正対象) 鋼船規則 D 編 鋼船規則検査要領 D 編 旅客船規則検査要領	鋼船規則検査要領 D 編 D13.2.5 2026 年 1 月 1 日以降に建造契約が行われる船舶に適用	—					○	○
		鋼船規則 D 編 25.2.3 2026 年 1 月 1 日から施行							

No.	改正案	施行／適用		改正理由					
		新船	現存船	研究	損傷	業界	条約	IACS	法令
27*	電子海図情報表示装置（ECDIS）の性能基準の改正 （改正対象） 安全設備規則	(1) 安全設備規則附属書 4-2.1.33 2026 年 1 月 1 日以降 2029 年 1 月 1 日前に搭載される ECDIS に任意適用，2029 年 1 月 1 日以降に搭載される ECDIS に強制適用 (2) 安全設備規則附属書 4-2.1.21，附属書 4-2.1.22，附属書 4-2.1.23 及び附属書 4-2.1.24 2026 年 1 月 1 日以降に搭載される装置に適用 (3) 安全設備規則の一部を改正する規則（2023 年 12 月 22 日 規則 第 60 号）の附則（その 2） 2026 年 1 月 1 日から施行					○		
28*	日本籍内航船等に適用する無線設備の要件の明確化 （改正対象） 無線設備規則／同検査要領	2026 年 1 月 1 日から施行							○

No.	改正案	施行／適用		改正理由					
		新船	現存船	研究	損傷	業界	条約	IACS	法令
29*	揚貨装置及びアンカーハンドリングウインチ (改正対象) 登録規則／同細則 鋼船規則 A 編, CSR-B&T 編, K 編, O 編, P 編, T 編 鋼船規則検査要領 U 編, D 編, O 編, P 編 揚貨設備規則／同検査要領 潜水装置規則検査要領 高速船規則 旅客船規則 内陸水路航行船規則 強化プラスチック船規則 フローティングドック規則 船用材料・機器等の承認及び認定要領	2026年1月1日から施行					○		
30	貨物ポンプ室の炭化水素ガス検知及びビルジ高位警 報 (改正対象) 鋼船規則検査要領 R 編	2026年1月1日以降に建造 契約が行われる船舶に適用	—					○	
31*	鋼船規則 GF 編及び N 編の関連規定の見直し (艀装 関連) (改正対象) 鋼船規則 GF 編, N 編 鋼船規則検査要領 GF 編, N 編	2026年1月1日から施行				○			

No.	改正案	施行／適用		改正理由						
		新船	現存船	研究	損傷	業界	条約	IACS	法令	
32*	船用材料・機器等の承認要領に係る見直し (改正対象) 事業所承認規則 鋼船規則 B 編, C 編, D 編, GF 編, H 編, K 編, L 編, M 編, N 編, X 編 鋼船規則検査要領 B 編, C 編, U 編, W 編, CS 編, D 編, GF 編, H 編, K 編, L 編, M 編, N 編, S 編, P 編, PS 編, R 編, X 編 海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領 冷蔵設備規則／同検査要領 自動化設備規則 機関予防保全設備規則検査要領 荷役集中監視制御設備規則検査要領 高速船規則／同検査要領 旅客船規則 内陸水路航行船規則／同検査要領 船用材料・機器等の承認及び認定要領	2026 年 7 月 1 日以降に承認の申込みのあった 船用材料・機器等に適用				○				

No.	改正案	施行／適用		改正理由					
		新船	現存船	研究	損傷	業界	条約	IACS	法令
33*	自動船位保持設備の電気設備に関する要件 (改正対象) 鋼船規則 B 編, H 編, P 編 内陸水路航行船規則	(1) 鋼船規則 B 編及び P 編 2026 年 1 月 1 日以降に 建造契約が行われる船 舶に適用 (2) 鋼船規則 H 編及び内陸 水路航行船規則 2026 年 1 月 1 日以降に 検査申込みのあった回 転機に適用	—			○		○	
34*	単一の推進用電動機に対する冗長性 (改正対象) 鋼船規則 H 編 鋼船規則検査要領 D 編, H 編 高速船規則検査要領 内陸水路航行船規則／同検査要領	2026 年 1 月 1 日以降に建造 契約が行われる船舶に適用	旅客船に搭載される推進用 電気機器 契約上の納入日が 2026 年 1 月 1 日以降のものに適用				○	○	
35*	高圧電気設備の地絡警報装置 (改正対象) 鋼船規則 H 編	2026 年 1 月 1 日から施行				○			

No.	改正案	施行／適用		改正理由					
		新船	現存船	研究	損傷	業界	条約	IACS	法令
36*	SPS コードの適用 (改正対象) 鋼船規則 O 編 鋼船規則検査要領 O 編	2026 年 1 月 1 日から施行					○		
37*	船底弁及びコックの開放検査の間隔 (改正対象) 鋼船規則 B 編	2026 年 1 月 1 日から施行						○	
38*	危険化学品ばら積船に対する ESP の適用 (改正対象) 鋼船規則 A 編	2027 年 1 月 1 日から施行						○	
39	伸縮継手の現状検査 (改正対象) 鋼船規則検査要領 B 編 高速船規則検査要領	2026 年 1 月 1 日以降に申込みのあった定期的検査に適用					○	○	

1. 表中の\*は、国土交通大臣の認可対象となるものです。
2. 制定日は、原則として国土交通大臣の認可を受けた後、確定されます。